

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

令和元年度第2回通常理事会議事録要旨

1. 開催日時 令和2年3月9日（月）15時00分～16時20分
2. 開催場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
3. 理事総数及び定足数
総数 23 名、定足数 12 名
4. 出席理事数 13 名
（出席） 下田智久、鈴木信二、中村 靖、平野宏一、関口洋一、石原健夫、
泉澤勝弘、板波英一郎、小杉哲平、駒村純一、清水 誠、橋本雅男、
宮崎修一
（欠席） 大野泰雄、阿南 久、臼杵孝一、折井雅子、武原正明、森 伸夫、
山田英生、矢頭 徹、吉田武美、脇坂真司
（出席監事） 西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案
決議事項
第1号議案 令和2年度事業計画（案）に関する件
第2号議案 令和2年度収支予算（案）に関する件
第3号議案 臨時評議員会の開催に関する件
第4号議案 規程の改正について
1) 会員及び会費等に関する規程
2) 認定・認証事業実施規程
3) 事務局組織規程
業務執行状況報告
・特定保健用食品公正取引協議会の設立準備について
・疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業について
6. 会議の概要
会議の冒頭、事務局長から、本日の通常理事会は政府及び厚生労働省より出されている新型コロナウイルス感染症対策に基づき感染防止策を講じて開催させてもらう旨の説明をし理事各位の了承を得た。
引続き議案及び資料についての確認がなされた後、初めに理事長より今回の理事会開催に至った経緯を含め挨拶があった。

(1) 定足数の確認等

事務局長から出席者 13 名であり、定款第 46 条の規定に基づき定足数を充足していることの報告がされ、理事長が本理事会は適法に成立することを宣言した。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款第 45 条の規定に基づき理事長が議長となり、議事録署名人は定款第 50 条の規程に基づき、代表理事である理事長及び出席した監事とし議案の審議に移った。

○決議事項

第 1 号議案 令和 2 年度事業計画（案）に関する件

第 2 号議案 令和 2 年度収支予算（案）に関する件

事務局長より、令和 2 年度事業の運営方針と第 2 号議案 令和 2 年度収支予算(案)について、総務部長より第 1 号議案 令和 2 年度事業計画（案）について、資料に基づき説明があった。

令和 2 年度事業の運営方針としては、多くの会員が望む行政とのパイプ役としての期待に応えるべく、一步も二歩も前に出る積極的な事業展開を図っていく。具体的には、いまだ会員比率が低い機能性表示食品の届出事業者を念頭に、入会しやすい仕組みづくりを進めていくほか、新規の会員事業者相談事業や、新たな会員向けの実務講座の開設などのセミナーの充実に加え、国内外最新情報の提供の充実、さらには OEM 部会(仮称)の設置など、会員サービスの向上を中心とした新規事業を計画している。また、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約の策定と公正取引協議会の設置については、令和 2 年度早々の事業開始をめざし、関係省庁との調整を行いながら、準備を進めていく。このような新たな事業推進のために事務局組織を改編し業務の効率化を図るとともに、従来の認定健康食品(JHFA)、健康食品 GMP、及び安全性自主点検認証など協会の認定認証事業については、健康食品の安全性確保における重要な位置づけとして引き続き実施していく。

令和 2 年度事業計画（案）の具体的な取り組みは以下のとおり。

総務部関係では、将来的な協会組織づくりに向けて、会員・会費体系の変更に關する検討委員会を設置し検討を行った。その結果、会員・会費体系検討委員会の報告書でも詳しく報告されているが、令和 2 年度から新たに会員にとってメリットとなる事業の展開と協会の体制強化を図るとともに、会員入会時の負担軽減策として準会員制度を導入して新規会員の獲得を図りながら、ゆくゆくは現在の所属部制による会員体系を見直し、全ての会員が協会事業に同様に参加できるような仕組みを段階的に構築する。

JHFA認定事業では、現在の規格基準型の品質規格認定制度に加えて、令和2年度から新たに個別審査型を導入する。規格基準が設定されている現行JHFAの69食品群に該当しない個別製品にも対象を広げることで、JHFAの普及を図り、健康食品の信頼性向上に努める。新たに実施する個別審査型JHFA制度は、健康や機能性を意図して販売する製品について、適切な製品設計の観点で製品品質及び安全性を確保することを目的に製品の安全性・有効性・品質について、個別に製品審査を行い、合格した製品に対して認定を与えるものである。（健康食品部 増山技術参与説明）

また、消費者向けに利便性を考慮した健康食品に関するホームページを新たに設け、健康食品の一般的内容に加えてJHFA、・GMP・安全性の製品マークの紹介にも力を入れる。将来的に健康食品の表示・広告部会に発展させることも視野に入れた会員事業者による意見交換の場を設ける。

健康食品GMP認証事業においては、食品衛生法改正で制度化されたHACCPを健康食品事業者が円滑に導入出来るよう、当協会が健康食品GMPの考えを取り入れて作成したHACCP導入手引書の活用を推進する。なお、健康食品GMPは健康食品の特性に適った製造・品質管理手法であるとの認識の下、健康食品GMPについても普及・啓発を引続き行うとともに、新たに「OEM部会」の設置、GMP初心者向けセミナーを実施する。

安全性自主点検認証事業では、認証取得の推進に加えて事業者による自主的な取組を促すための教育・啓発事業、相談業務の拡充を図っていく。また、平成17年通知の見直しが予定されており、その内容を考慮して「健康食品GMPガイドライン」および「安全性自主点検認証登録の手引」の改定に着手する。

事業者向け健康食品相談事業として新たに、健康食品に関して、「事業者向け健康食品いろいろ相談室（仮称）」を開設し、様々な分野及び領域での相談を行うことで、会員企業へのサービス向上と新規会員の獲得を進める。

機能性表示食品では、制度の施行からまもなく5年となるが、公表数は2,500件を越え、年間の件数としても過去最高を記録するなど、順調に推移し活況を呈している中、令和2年度も引き続き「届出支援事業」及び「分野別相談事業」を継続するとともに、部会活動においては、昨年同様広告部会で準備のもと、第3回目となる広告審査会を開催する。また、昨年に引き続き、各県の産業支援センター等と連携し、機能性表示食品の届出経験の少ない、或いは、これから届出を目指そうとしている事業者を対象に、制度や届出資料作成全般に関する説明会や相談会を実施する。更に、本年2月に刊行した「機能性表示食品-届出資料作成の手引書-2020」や4月に刊行予定の「詳説 機能性表示食品制度」（別添 新書発刊のご案内）を通じて、機能性表示食品制度の更なる普及・発展に努める。

特定保健用食品については、事業者の申請支援を行うとともに、消費者庁から委

託を受けた疾病リスク低減表示の拡充に関する調査事業の報告に関するフォローアップを行いながら、引き続き制度の活用や課題に取り組む特定保健用食品部の部会活動を支援する。特定保健用食品広告審査会や広告研修会等については、特定保健用食品公正取引協議会での事業が開始され次第、順次引き継いでいく予定である。

特別用途食品については、当協会から消費者庁への要望活動の成果として、総合栄養食品及びとろみ調整用食品の許可基準の改正、さらに病者用組合せ食品の新規格の導入が令和元年度に行われた。については新規申請を強力に支援する体制として申請プロジェクトを立ち上げるなど、企業に対し積極的に働きかけ、円滑な申請手続をサポートする。また、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」においては、個別評価型病者用食品の許可基準の明確化、新たな規格基準として低栄養・サルコペニア対応食品の検討、えん下困難者用食品の許可基準見直しを柱として今後の要望等を協議する。

学術情報部関係では、学術誌の編集・発刊事業、健康食品相談業務についてはホームページ上での相談受付への移行等相談受付体制の再構築をし、相談内容の活用促進を行う。また、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信として、当協会会員の事業活動に役立つ健康食品等に係る国内外の有用・重要情報を収集し、会員にタイムリーに提供する。

渉外広報室関係では、令和2年度から新規会員数の増を図るため、入会時の負担軽減策の導入や、会員のメリットを整理した案内パンフレットの活用、協会自ら非会員事業者へアプローチしていくことによって健康食品業界全体の底上げに繋げることを目指すなど、今までとは違った方策で積極的な新規入会プロモーションを実施していく。

特定保健用食品公正取引協議会関係では、現在まで、特定保健用食品適正広告自主基準を制定し、特定保健用食品広告審査会と特定保健用食品広告部会を設置して、会員事業者の表示広告の審査を行ってきた。しかし、適正広告自主基準は法的に位置づけられていないため、運用には限界があったことから、令和2年度から、特定保健用食品の表示に関する公正競争規約を制定するとともに、運営するための特定保健用食品公正取引協議会を設置し4番目の公益事業として行う。現在、公正競争規約及び施行規則等は、消費者庁によるパブリックコメントの募集中で、令和2年度に入ってから消費者庁及び公正取引委員会により認定を受けて制定される予定である。なお、公正競争規約及び施行規則等の認定後、内閣府へ公益事業の変更認定申請を行い、公4事業としての認定がなされ次第、公正取引協議会の事業を開始することとしたい。

収支予算（案）については、経常収益は前年額より714万円余の増加になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」が積極的な新規入会プロモーションに

より 40 社の入会を見込んで増加となっている。それに付随し「受取会費」も増加となっている。事業収益の 1 つめ「JHFA マーク許可事業収益」は許可数の減少による減となっている。また、事業収益の 2 つ目、「GMP 工場認定事業収益」については GMP 認定工場は増加しているが、新規に申請される工場の多くが小規模の傾向で GMP 工場の審査費用は工場の規模別に設定されており、それが影響して減少となっている。「安全性自主点検認証事業収益」は 2020 年度の更新数が前年より少なくなることによる減となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」は機能性表示食品届出資料の事前点検が減り減少となっている。「特保公取協会費収益」については 2020 年度より設立予定の特定保健用食品公正取引協議会の会費収益が新たに計上されている。「出版物収益」は主に、機能性表示食品の改訂版手引書および制度詳説本の販売を計上したことで増加となっている。「機能性評価関連事業収益」は、機能性表示食品に関する研究レビューが 2019 年度は 5 機能だったものを 3 機能としたことにより減少となっている。

経常費用については、前年額より 696 万円余の増加となっている。主な増減は「給料手当」、「臨時雇賃金」、「委託費（派遣）」のいわゆる人件費の減少。「消耗品費」は、この中に公 4 事業となる特保公正取引協議会の設置にかかる経費が含まれていることにより増加となっている。「印刷製本費」は機能性表示食品制度の詳説本の作成費用が計上されたことにより増加。「広告宣伝費」は 2020 年度より開始予定の新 JHFA 制度をはじめとする新聞広告等の費用が計上されて増加となっている。

「諸謝金」は GMP 工場の調査にかかる調査員への経費が増加となっている。「支払手数料」はホームページの改訂および消費者向けのページの作成費用が含まれて増加となっている。人件費関連は、役員報酬・給料手当・臨時雇賃金・退職給付費用、法定福利費、福利厚生費、派遣委託費について合計すると全費用に対する人件費の割合は 2019 年度予算より減少している。以上の結果、前年度に比べ 18 万円余の増加となっている。

公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、約 82%とこれを大きく超えている。平成 30 年 3 月末現在の遊休財産額はその適正範囲内となっている。以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしているとのことであった。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

議長： 会費の見直しについては、前々から検討していたところだが、現在、協会の会費収入は 8 千万余円となっている。会員・会費体系検討委員会

の結果報告書でも報告されているが、これを1億から1億2千万円まで増やしたいと考えている。それは、まず当協会のビルの老朽化に伴い、今後移転又は修繕等どうするかはっきりしていないこと、また、現在の当協会の事業運営は企業からの出向等の方々とで事業を実施している部分が多いが協会自前の職員を採用したい等々が上げられる。これについて会員・会費体系検討委員会で委員として検討いただいた業務執行理事から報告をお願いしたい。

業務執行理事： 業務執行理事として会員・会費体系検討委員会に参加し検討させていただいた。先ほど理事会開催に先立ち開かれた業務執行理事会でも検討されたが、基本的に当協会の組織基盤を強固にするためには1億から1億2千万円必要だと考える。また、現在、機能性表示食品制度が運用されているところだが、今後、協会として機能性表示食品を出しているがまだ協会に入会していない小規模な事業者が会員になってもらいたい。それにより業界も発展するし協会の財務基盤の強くなると考える。その実施にあたり、会員・会費体系検討委員会の結果報告書にも記載されているが、まず新年度から機能性表示食品を出している小規模な事業者をリクルートしていこうと考えている。鈴木副理事長からもいろいろなアイデアが出されたが、協会として皆様からのいろいろな意見を聞きながら積極的に新規入会プロモーションを実施していきたいと考えているので、理事の皆様もご協力を願いたい。

報告の後、議長が本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく、第1号議案及び第2号議案を原案通り出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 臨時評議員会開催に関する件

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。

説明によると、令和元年度臨時評議員会を令和2年3月23日（月）14時00分から、公益財団法人日本健康・栄養食品協会3階会議室で、「評議員会議長の選定」等を議案とし、また併せて本理事会の承認事項を報告するため開催したいというものである。

これについては、特段の意見もなく、原案通り出席理事全員一致で可決し、議長は事務局に臨時評議員会開催の手続きを指示した。

第4号議案 規程の改正について

- 1) 会員及び会費等に関する規程
- 2) 認定・認証事業実施規程

3) 事務局組織規程

総務部長より本議案の資料に基づき説明があった。説明によると会員及び会費等に関する規程の改正については、現在の会費及び会費等に関する規程に準会員制度を導入するにあたり条項の改正を行うものである。

認定・認証事業実施規程については、J H F A マーク認定事業に、規格基準以外の健康食品の製品品質について審査・認定を行う個別審査型 J H F A 認定を導入するという改正を行うものである。

事務局組織規程については、令和 2 年度からの研修企画部の新設、及び設立予定の特定保健用食品公正取引協議会事務局を新たに設置するため改正したい。また、総務部、健康食品部、特定保健用食品部、渉外広報室の各分掌事務を令和 2 年度の事業計画案に合わせて変更するとともに、条項の文言の整理を行うというものである。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

(質疑内容)

副理事長： 事務局組織規程の改正について、公正取引協議会の事務局を当協会内に置くということであるが、先ほど理事会開催に先立ち開かれた業務執行理事会で、協議会事務局の運営は協会の他の部署とは別に行うという説明があったが、この点について理事の方々に説明したほうがいいのではないか。

事務局長： 公正取引協議会自体は独立した組織であり、その事務局運営は公益事業の公 4 として実施するが、協議会事務局の運営は協会の他の部署とは別に独立して行う。協議会の事業は協会の公益事業であるので協議会の会費等は協会会計に納入し経費等についても協会会計から支出をするという管理の仕方をする。事業の実施については内閣府に相談をされていて、公正取引協議会のような事業を実施することは、公益法人の使命なのではないかとの認識である。ちょうど当協会の九州支部の運営のような仕方になると考える。

説明の後、議長が本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく、原案通り（別添、規程）出席理事全員一致で可決した。

○業務執行状況報告

- ・ 特定保健用食品公正取引協議会の設立準備について
- ・ 疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業について

議長より、下記の協会事業の執行状況について報告説明の指示があり、資料

(別添) に基づき報告があった。

- ・ 特定保健用食品公正取引協議会の設立準備について（事務局長）
- ・ 疾病リスクの低減に関する表示に係る調査事業について（特定保健食品部長）

以上をもって議案の審議等を終了したので、16 時 20 分、議長は閉会を宣言し、解散した。